

令和5年5月8日
豊島区子ども家庭部保育課

保護者の皆様へ

令和5年5月8日以降の保育園における感染症対策の見直し等について

日頃から、保育園運営に多大なるご協力をいただきありがとうございます。

さて新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日以降感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されました。

こうした変更を受け、5月8日以降の区内の保育園における対応については、下記のとおりとしますのでお知らせいたします。保護者の皆様におかれましては、下記の内容についてご家族皆様でご確認いただきますようお願いいたします。

この間、保護者の皆様には新型コロナウイルス感染症に関する様々な対策に長期にわたり多大なるご協力を賜り、改めまして心より御礼申し上げます。

乳幼児が集団で生活する保育園では、一人一人の子どもだけではなく、集団全体での健康と安全を確保しなければなりません。今後も感染症の拡大予防ならびに保育園の安全な運営に努めてまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 感染判明時の保育園への連絡について

園児本人の感染が判明した場合には、在籍保育園へご連絡をお願いいたします（受診日・医療機関名・発症日・症状等）。ご家族の感染が判明した場合など、園児本人以外の感染について保育園へのご連絡は原則不要です。

なお、これまで保育園において感染者が確認された場合は、施設を通じてお知らせしていましたが、5月8日以降は個別の事例に関するお知らせは行いません。

2. 園児本人が感染した場合の登園再開について

(1) 登園のめやす

発症後5日（発症した日を0日目とする）を経過し、かつ症状軽快後1日（症状が軽快した日を0日目とする）を経過していること。

※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること。

(2) 登園再開時の証明書

新型コロナウイルス感染症については、現時点では医療機関等が発行する治癒証明書（医師が記入する証明書）等の提出は不要です。

上記、登園のめやすに示す期間は、登園を避けご家庭での健康観察をお願いします。

3. 保育園における感染拡大防止対策について

保育園では、引き続き基本的な感染対策（手洗い等の手指衛生、換気、「三つの密」の回避など）を講じたうえで運営してまいります。

なお、毎朝の園児の検温につきましては、従前より施設からお願いしている方法で引き続きご対応をお願いします。

その他、今後も各保育園からお願いする個別の対策につきまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

4. 保育所におけるマスク着用について

(1) 園児（従前どおり）

園児に関しては、一律のマスク着用は求めていません。この場合でも、各ご家庭の判断でマスクを着用いただくことは可能です。

- ・ 2歳未満児のマスク着用は奨めません。
- ・ マスクを着用される場合も、気温・湿度の高まりによる熱中症等のリスクも踏まえ、外遊び等の場面で保育中にマスクを外すことがあります。

(2) 保護者

保護者の皆様につきましては、すでに3月13日（月）以降個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人のご判断とすることを基本としています。

※ ただし、感染対策上または事業上の理由により、各施設からマスクの着用を求める場合があります。

(3) 職員

当面の間、子どもたちと接する保育中や保護者の方と直接対応する場面においては、マスクの着用を基本とします。なお、表情によるコミュニケーションの重要性や熱中症等のリスクも踏まえ、口元を含めた表情を見せることが望ましい局面など、状況に応じて保育中にマスクを外すことがあります。

※ なお、各施設の状況や運営事業者の判断により、対応が異なる場合があります。

5. その他

- ・ 以上の取扱いについては令和5年5月8日から適用するものとし、それ以前の取扱いにつきましては、すでに各施設からお配りしている感染拡大防止対策に沿ったご対応をお願いいたします。
- ・ 園行事等につきましては、感染対策を講じたうえで可能な限り実施してまいります。施設の状況や行事の規模等に応じて参加人数の制限などの対策を行う場合があります。

【お問合せ先】

豊島区子ども家庭部保育課

- ・ 区立保育園について …公立運営グループ 03-3981-2028
- ・ 私立保育園について …私立保育所グループ 03-3981-1823
- ・ 地域型保育事業、千早さくらそう保育園について…地域型保育事業グループ 03-3981-1961